

令和7年度

償却資産(固定資産税)

申告の手引き

提出期限(法定申告期限)

令和7年1月31日(金)

提出先 〒289-0692 千葉県香取郡東庄町笹川い 4713-131

東庄町役場 町民課 固定資産税係

TEL0478-86-6073 FAX0478-86-4051

町税につきましては、日頃よりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等)についても課税されます。このような償却資産を所有している方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況等を資産の所在する市町村長に申告することが義務になっております。

また、償却資産は土地・家屋のような登記制度がなく、所有者や資産内容の把握が困難であるため、毎年の申告をお願いしております。

つきましては、**資産の多少、増減の有無にかかわらず**申告してくださるようお願いいたします。

なお、申告書等の控えが必要な場合はお手数ですが、**提出前にコピー**をお取りくださいますようお願いいたします。また、申告書を郵送により提出される方で、受付印を押印した控えの返送を希望される場合は、ご自身でご用意いただいた控え及び**返信用封筒に切手を貼って**同封してくださるようお願いいたします。

インターネットによる電子申告「**eLTAX(エルタックス)**」の受付をしております。

詳しくは地方税ポータルシステムのホームページ、<https://www.eltax.lta.go.jp>をご覧ください。

1 償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産とは、土地および家屋以外の事業に用いることができる資産で、法人税法又は所得税法の規定によってその減価償却額又は減価償却費が損金又は必要な経費に算入される有形固定資産です。

2 申告が必要な資産

令和7年1月1日現在事業の用に供することができる資産で、次に該当するものです。

- (1) 税務会計上、減価償却の対象となる資産
- (2) 耐用年数1年以上で、取得価額が10万円以上の資産
(ただし10万円未満であっても税務会計上固定資産として計上しているものは対象となります。)
- (3) 耐用年数を経過し、法定の減価償却を終え、残存価額のみ計上されている資産
- (4) 家屋に取り付けた建築設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの
- (5) 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産および償却済資産であっても、その一部又は全部が1月1日現在事業に用いることができる資産
- (6) 遊休又は未稼働資産であっても、1月1日現在事業に用いることができる資産
- (7) 割賦購入資産などで代金を完済しないものであっても、事業に用いている資産
- (8) 資産の所有地が他の事業を行う者に貸し付けている事業用資産
(リース資産のうち、実質的に「所有権留保付割賦販売」と考えられるものは買主(賃借人)が申告してください。)
- (9) 赤字決算のため、減価償却を行っていなくても、本来減価償却が可能な資産
- (10) 追加的支出のうち、改良費(資本的支出)として資産計上している資産
(本体部と区分し、耐用年数は本体と同じ)
- (11) 福利厚生に用いる資産
- (12) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産
(例: 中小企業者の30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産)
- (13) 簿外資産(会社の帳簿には記載されていない資産)

3 申告の対象とならない資産

- (1) 無形固定資産(電話加入権、特許権、実用新案権、ソフトウェア等)
- (2) 繰延資産
- (3) 馬、果樹、その他の生物(観賞用、興行用生物は除く)
- (4) 美術品等(取得価格が1点100万円未満であるものを除く)
- (5) **自動車税又は軽自動車税の課税対象となる資産**
※無登録の自動車であっても、本来自動車税、軽自動車税の課税対象となりうるものは、固定資産税の課税対象から除かれます。
- (6) 平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した資産で、
 - ・耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満で税務会計上固定資産として計上しないもの。
(一時に損金又は必要経費としているもの)
 - ・取得価格が20万円未満であり、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- (7) 平成20年4月1日以降のファイナンスリース取引にかかるリース資産で、取得価格が20万円未満のもの

【償却方法と取得価格による申告対象一覧】

次に掲げる資産は固定資産税(償却資産)において申告対象となりません。

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち、法人税法施行令第133条1項又は所得税法施行令第138条第1項の規定により、一時に損金算入(必要経費)したもの
- ② 個人において、平成11年1月1日以後に取得した10万円未満のもの(※1)
- ③ 取得価額20万円未満の資産のうち、法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項の規定により、3年間で一括償却したもの
- ④ 地方税法施行令第49条但し書きにより、リース契約のうち、売買扱いとするファイナンスリース(法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース)資産で、取得価額が20万円未満のもの

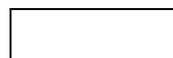
租税特別措置法を適用して損金算入した資産は、取得価額の全額を即時償却した場合でも償却資産申告の対象となりますのでご注意ください(下図を参照)

また、資産の取得価額が20万円未満であっても、中小企業者等の少額資産の損金算入の特例制度を適用した場合は、申告対象になります。(※2)

取得価額		償却方法		
30万円以上		個別減価償却		
少額の減価償却資産	30万円未満	中小企業者等の少額特例(30万円未満)		
	20万円未満	リース資産 (20万円未満)	3年で一括償却	※2
	10万円未満		必要経費、損金算入	※1



申告の対象となる資産



申告の対象外となる資産

4 償却資産の種類

資産の種類		内 容
1. 構築物	構築物	受変電設備、予備電源設備、舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)、基礎のないプレハブ等の簡易建物等
	建物附属設備	建築設備、内装・内部造作等 (「⑥建築設備における家屋と償却資産の区分」を参照ください。)
2. 機械および装置		各種製造設備等の機械及び装置、建設機械、太陽光発電設備等 (注)個人が自己の住宅用に設置した10kW未満の太陽光発電設備は対象外です。
3. 船舶		漁船、ボート、貨物船等
4. 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5. 車両及び運搬具		大型特殊自動車(分類番号が「0・00～09」「000～099・9・90～99・900～999」の車両)、各種運搬車

	<p>(注)大型特殊自動車と小型特殊自動車(軽自動車の課税客体)の区別は次に掲げる要件を1つでも満たす場合は、大型特殊自動車となり、償却資産の対象に該当します。</p> <p>1 農耕作業自動車 最高速度 35 km/h以上のもの</p> <p>2 農耕作業用自動車以外のもの</p> <p>(1) 最高速度 15 km/hを超えるもの</p> <p>(2) 自動車の長さが 4.7メートルを超えるもの</p> <p>(3) 自動車の幅が 1.7メートルを超えるもの</p> <p>(4) 自動車の高さが 2.8メートルを超えるもの</p>
6.工具・器具 および備品	看板(ネオンサイン)、金型、測定工具、切削工具、机、椅子、金庫、事務機器、陳列棚、自動販売機、エアコン、パソコン、レジスター、医療用機器等

5 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、次のとおりです。()内の数字は、各資産の一般的な耐用年数です。

業 種	主な償却資産の内容
共 通	タイムレコーダー(5)、事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、パソコン(4)、サーバー(5)、LAN 配線(10)、看板(10)、受変電設備(15)、アスファルト舗装(10)、コンクリート舗装(15)等
飲食業	食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)等
理・美容業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6)等
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)等
小売業 食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉器(9)、電子秤(5)、冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又は8)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5)等
加工・修理業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10又は15)、圧縮機(10又は15)、測定工具(5)、検査工具(5)、工業用水道(15)等
医(歯)業	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)等
不動産貸付業	駐車場機器(10)、コンクリート・ブロック塀(15)、ゴミ置場(15)、フェンス(10)、側溝(15)、下水道・浄化槽(15)、植え込み(花壇)(20)、門・アーチ(金属製 20)(金属以外 10)、外灯(10)、プロパン庫(7)、自転車置場(7)、太陽光発電設備(17)等

6 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋に取り付けられている事業用の建築設備(電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)について、固定資産税における取り扱いでは、家屋と償却資産に区分して評価しています。

(1) 家屋と設備の所有者が同一の場合

以下のものは償却資産として取り扱います。

- 独立した機器としての性格が強いもの(例:受変電設備)
- 特定の生産又は業務の用に供されるもの(例:工場の動力源である電気設備)
- 単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの(例:ルームエアコン)

(2) 家屋と設備の所有者が異なる場合

家屋の所有者以外の者(借借人・テナント)が貸しビル・貸店舗等に取付けた内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。この場合、借借人・テナントの方が償却資産として申告してください。

設備等の内容	家屋と建築設備の所有関係			
	同じ場合		異なる場合	
	家屋	償却資産	家屋	償却資産
① 床、壁、天井仕上げ等	○			○
② 工場等の動力源である電気設備		○		○
③ ビル等における受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備		○		○
④ 中央監視制御装置、電話交換機		○		○
⑤ 電気設備(②、③、④に該当するものを除く)	○			○
⑥ ネオンサイン、スポットライト、投光器、水銀灯		○		○
⑦ 屋外に設置された給排水、衛生、ガス、電気通信設備、独立煙突		○		○
⑧ 屋内に設置された給排水、衛生、ガス、電気通信設備	○			○
⑨ 冷房、暖房及び通風設備又はボイラー設備	○			○
⑩ 昇降機設備	○			○
⑪ 消化、排煙、火災報知設備	○			○
⑫ エアーカーテン及びドア自動開閉設備	○			○
⑬ 金庫室の扉	○			○
⑭ 店舗造作、間仕切り(簡易なものは全て償却資産)	○			○

家屋と設備の所有者が同じ場合は、下の表も参考にしてください。

設備の種類		償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備	受変電設備	設備一式・配電盤	—
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備	—
	中央監視制御装置	装置一式	—
	電灯照明設備	屋外照明設備	屋内照明設備

電力引き込み設備	引き込み工事	—
動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
電話設備	電話機、交換機等の機器	配線、配管等
拡声装置	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器	配線、配管等
インターホン設備	インターホン機器	配線、配管等
テレビ設備	受像機(テレビ)、カメラ	テレビ共聴設備
火災報知設備	屋外の装置	屋内の装置
給排水設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備、引き込み工事	左記以外の設備
給湯設備	局所式給湯設備(湯沸かし器等)	中央式給湯設備
ガス設備	屋外設備、引き込み工事	屋内配管
衛生設備	—	設備一式
換気設備	—	設備一式
避雷設備	—	設備一式
空調設備	ルームエアコン	家屋と一体となっている設備 (天吊・天井埋込型など)
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等	消火栓設備、 スプリンクラー設備等
運搬設備	工場用ベルトコンベア	エレベーター、リフト、 エスカレーター等
厨房設備	事業用の設備一式	キッチンユニット
清掃設備	移動可能の清掃機器	窓ふきゴンドラ
その他の特殊な設備	簡易間仕切、看板、広告塔、機械式駐車設備、 LAN設備、ゴミ置場(簡易なもの)、ろ過装置等	—

7 課税標準額、免税点、税率など

- (1) 課税標準額 個々の資産の取得時期、取得価額、耐用年数をもとに評価額(評価額が取得価額の5%を下回る場合は5%の額)を算定し、課税標準額となります。課税標準の特例の適用があるものは、評価額に軽減の率を乗じた額が課税標準額となります。
- (2) 免税点 課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。
(ただし、150万円未満であっても申告は必要です。)
- (3) 税率 1.4%
- (4) 税額 課税標準額×税率(1.4%)が税額になります。
- (5) 納期 年税額を4回の納期に分け、土地家屋と合わせて納めていただくことになります。

【評価額の算出方法】

- 前年中取得のもの 取得価額×{1-(減価率÷2)}
- 前年度取得のもの 前年度の評価額×(1-減価率)

【参考 減価残存率表】

耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得
2	0.684	1-r/2	1-r
3	0.536	0.658	0.316
4	0.438	0.732	0.464
5	0.369	0.781	0.562
6	0.319	0.815	0.631
7	0.280	0.840	0.681
8	0.250	0.860	0.720
9	0.226	0.875	0.750
10	0.206	0.887	0.774
11	0.189	0.897	0.794
12	0.175	0.905	0.811
13	0.162	0.912	0.825

耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得
14	0.152	1-r/2	1-r
15	0.142	0.924	0.848
16	0.134	0.929	0.858
17	0.127	0.933	0.866
18	0.120	0.936	0.873
19	0.114	0.940	0.880
20	0.109	0.943	0.886
21	0.104	0.945	0.891
22	0.099	0.948	0.896
23	0.095	0.950	0.901
24	0.092	0.952	0.905
25	0.088	0.954	0.908

8 非課税となる資産

地方税法第 348 条及び附則第 14 条に規定する要件を満たす償却資産には、固定資産税は課税されません。該当する償却資産を所有している方は、そのことを証明する書類(知事・大臣の許可書、定款等)を添付してください。なお、非課税資産は申告書の合計額からは除いて申告してください。

9 課税標準の特例

地方税法第 349 条の 3 及び附則第 15 条に規定する要件を満たす償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。該当する償却資産を所有している方は、特例の対象となる証明書類を申告書とともに提出してください。

課税標準の特例の対象となる償却資産の例(一部抜粋)

適用条項		特例対象資産	取得時期の要件	具体例	特例割合
条	項・号				
地 法 税 附 則 第 15 条	第 25 項 第 1 号イ	太陽光発電設備 (※再生可能エネ ルギー発電設備)	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	太陽光発電設備(認定 発電設備以外で出力が 1000kw 未満)	最初の 3 年度分 2/3 (わがまち特例)
	第 25 項 第 3 号イ			太陽光発電設備(認定 発電設備以外で出力が 1000kw 以上)	最初の 3 年度分 3/4 (わがまち特例)
	第 44 項	先端設備等導入 計画に基づき取得 した先端設備等	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日	機械及び装置、工具、器 具及び備品並びに建物 付属設備	賃上げ表明なし:3 年度分 1/2 賃上げ表明あり:4 年度又は 5 年度分 1/3

10 実地調査のお願い

申告書受付後、地方税法第 353 条および第 408 条に基づき、電話又は文章でのお問い合わせ、資料提供のご依頼、実地調査を行うことがありますので、その際は協力お願いします。

11 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合

- (1) 正当な理由がなく申告されなかった場合には、地方税法第 368 条、第 386 条及び東庄町町税条例第 75 条の規定により過料等が課されることがあります。
なお、不申告の方には、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行い償却資産の内容を把握させていただくことがあります。(地方税法第 354 条の 2)
- (2) 虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、罰金を科されることがあります。

12 よくある質問

Q1 償却資産はなぜ申告をしなければならないのか？

- A1 地方税法第 383 条の規定により、償却資産の所有者は毎年 1 年 1 月現在(賦課期日)の資産を申告する義務があります。また、償却資産は土地・家屋のような登記制度がなく、所有者や資産内容の把握が困難であるため、毎年申告をお願いします。

Q2 税務署へ確定申告をしていますが、町役場へ償却資産の申告もしなくてはならないのか？

- A2 税務署へ申告している人でも、償却資産については町役場へ申告してください。税務署への申告は、国税(法人税や所得税)に関するものであり、町役場への申告は地方税(固定資産税)に関するものです。

Q3 未稼働資産や遊休資産のように現在事業の用に使用していない資産であっても、申告する必要はありますか？

- A3 現に事業の用に供することができる資産であれば、償却資産として申告の対象になります。したがって、未稼働資産や遊休資産であっても申告する必要があります。